

# 令和7年度福島県防災会議議事録

令和8年3月27日（金）13時30分～  
県庁北庁舎2階危機管理センター 災害対策本部会議室

## 開会

### 事務局：災害対策課 渡邊主幹兼副課長

ただいまから、令和7年度福島県防災会議を開催いたします。

県の附属機関の会議は原則として公開で行うこととされております。本会議も公開で行いますので、御了承いただきますようお願いいたします。

まず初めに、福島県危機管理部長 細川より御挨拶を申し上げます。

### 細川危機管理部長

福島県危機管理部長の細川でございます。委員の皆様には、日頃より、本県の防災対策の推進はもとより、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けまして、多大なる御尽力と御協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。福島県防災会議の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。近年、全国的にも自然災害が頻発化、激甚化する中でありますが、本県におきましても、昨年2月には、2月4日からの大雪により、会津地域を中心に被害が発生するおそれがありましたことから、県内19市町村に、災害救助法を適用し、住宅の除雪や、応急修理等への支援を行ったところであります。

また、昨年7月には、カムチャツカ半島沖を震源とする地震に伴う、津波警報の発令や、12月には、北海道三陸沖後発地震注意情報が初めて発表されるなど、地震、津波に関する事案も発生しており、改めて、地域防災計画に基づく迅速かつ、的確な対応と、関係機関との連携の重要性、これを再認識したところであります。

本日の防災会議では、福島県地域防災計画の各編の改正等について御審議いただくこととしておりますが、いずれも本県防災の推進において重要な案件でありますので、委員の皆様には忌憚のない御発言をお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

## 審議事項 ア 福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）の見直しについて

### 事務局：災害対策課 渡邊主幹兼副課長

それでは、議事に入ります。本日の議長は、福島県危機管理部長が務めさせていただきます。細川部長、よろしく願いいたします。

**議長：細川危機管理部長**

暫時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは議事に入らせていただきます。まず、(1) 審議事項のア 福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）について、事務局から説明をしてください。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

福島県災害対策課長の佐久間でございます。

審議事項のア、福島県地域防災計画一般災害対策編及び地震・津波災害対策編の見直しについて説明させていただきます。資料1-1 修正の概要をご覧ください。今回の見直しは、一点目に国の災害対策基本法及び防災基本計画の修正事項を反映させたものでございます。二点目、県の施策の進展等を踏まえた修正を加えております。そして三点目、その他の修正事項でございます。これにより見直しを行ったところでございます。

今回の修正内容の説明について、資料1-1 修正の概要の項目の順に沿い、資料1-2 及び1-3 を用いて、説明させていただきます。

まず初めに、1 災害対策基本法及び防災基本計画の修正に伴う、県地域防災計画の主な修正点についてご説明させていただきます。

今回の国の防災基本計画の修正につきましては、令和6年に発生した能登半島地震を踏まえた修正と国の施策の進展による修正となっております。それらの修正内容を県の地域防災計画へ反映しております。

具体的な修正点をご説明させていただきます。

まず、「①被災者援護協力団体の登録」についてです。

資料1-2 「福島県地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表」の2ページをご覧ください。左の番号ですと1-5 上から2段目でございます。

今回の修正にあたっては、国において避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPOやボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設したところでございます。これに伴い、県及び市町村の責務として登録被災者援護協力団体の協力を得ることを記載をしたところでございます。

続きまして「②地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施」についてでございます。資料1-2、5ページをご覧ください。

防災基本計画におきまして、地方公共団体の要請を待たずに国が支援を行う「プッシュ型支援」が明確に位置付けられたところでございます。これを踏まえ、国からのプッシュ型支援を前提とした受援体制の整備について記載させていただきました。

併せまして、市町村から国に対する応援措置実施の要請につきましても記載させていただいたところです。

続きまして「③保険医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築」についてです。34ページをご覧ください。3段目でございます。左の番号ですと2-10上から3段目でございます。

県と保健医療福祉活動チームとの平時からの連携について記載しております。

令和6年能登半島地震の際には、DMATや保健師チーム、福祉関係者の情報共有や役割分担が不十分であった経験を踏まえ、関係機関と行政が日頃から情報共有や訓練を行い、役割分担を整理しておくことで、災害時に円滑に連携できる体制を整えるものです。

続きまして「④地方公共団体による物資の備蓄状況の公表等」についてです。資料は35ページをご覧ください。

物資の備蓄状況について、県および市町村が公表することを義務付ける内容となっております。具体的には、食料品や生活必需品などの備蓄状況を年に一度、ホームページ等で公表することとし、県民に対し備蓄の見える化を進めるものでございます。

続きまして「⑤避難生活における生活環境にかかる取り組みの充実化」についてです。資料は61ページをご覧ください。

市町村が避難所における開設当初より、プライバシーへの配慮、栄養バランスの取れた適温の食事及び調理器具等の確保に努めることについて記載しております。また、発災時には市町村のみでは十分な支援が行き届かない場合には、県の備蓄品やレンタル事業者等との協定を活用することにより、被災者支援を迅速かつ的確に補完し、避難生活の質の向上に努めていきたいと考えております。

続きまして「⑥広域に降り積もる火山灰への対策の推進」についてです。資料は80ページをご覧ください。

県及び市町村の大規模噴火による降灰に伴う被害の軽減を図るため、住民の安全確保対策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めることを記載しています。

続きまして、2 県の施策の進展等を踏まえた修正でございます。

まず「①緊急輸送路の見直し」です。資料1-2前のページにお戻りいただき、13ページをご覧ください。左の番号ですと2-8、上から2段目をご覧ください。

福島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び東北道路啓開計画等の改正により、県の緊急輸送路の見直しを行ったところでございます。

続きまして「②災害時薬事コーディネーターの位置づけ」についてでございます。資料は51ページをご覧ください。ページ中ほどでございます。

県は令和7年4月1日に「福島県災害薬事コーディネーター設置要綱」を定めるとともに、「福島県保健医療福祉調整本部設置要綱」を改正いたしました。保健医療福祉調整本部の構成員に「統括災害薬事コーディネーター」、52ページ上段のところに記載しておりますが、保健医療福祉調整地方本部の構成員に「地域災害薬事コーディネータ

一」がそれぞれ参画することを明記いたしました。

続きまして「③交通マネジメント検討会の地域防災計画への位置づけ」でございます。62ページをご覧ください。左の番号ですと3-13、一番下の段をご覧ください。

こちらは、災害時に交通マネジメント施策の包括的な検討及び調整等を行う道路管理者、公共交通機関等により構成される「交通マネジメント検討会」が本年度設置されたことに伴い、地域防災計画に位置付けることといたしました。

次に「④被災地における学びの確保」でございます。資料は65ページをご覧ください。左の番号は3-21、一番下の段をご覧ください。

こちらは、災害時に学校の被害情報の収集、学校再開へ向けた体制づくり、そして児童などの心のケア等を行う、「福島県災害時学校支援チーム【HOPE-F（ホープふくしま）】」が設置されたことに伴い、地域防災計画に位置付けることといたしました。

また、必要に応じ、文部科学省が構築する「被災地学び支援派遣等枠組み【D-EST（ディーエスト）】」を活用することを記載したところでございます。

続きまして「⑤火山災害対策に係る配備基準の修正」でございます。資料は81ページをご覧ください。

こちらは令和7年度吾妻山火山防災訓練図上訓練の結果等を踏まえまして、火山災害に係る職員の配備基準を見直したものでございます。これまでより早い段階で、特別警戒配備、災害対策本部体制をとる修正となっております。

続きまして「⑥県内沿岸10市町」の津波災害警戒区域への指定」です。資料は1-3「地震・津波災害対策編」の16ページをご覧ください。

こちらは、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、令和7年3月に県内沿岸10市町が津波災害警戒区域に指定されたことから、該当する市町の責務を記載したところでございます。

続きまして「⑦津波により通行不可となる区間へのう回路の設定」でございます。地震・津波災害対策編の20ページ、左の番号ですと5-3、中段をご覧ください。

こちらは、令和7年7月のカムチャツカ半島沖地震に伴いました、津波への対応を踏まえ、県警そして道路管理者は津波の到来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間に係る、交通規制の内容を事前に県及び市町へ伝達することを明記したものでございます。

また、沿岸市町は当該交通規制により通行不可となる区間について、あらかじめ「う回路」を設定し、事前に住民へ周知するとともに、災害時に円滑な避難誘導ができる体制を整えることを明記したものでございます。

3 その他の修正点につきましては、昨年の地域防災計画の修正に係る国からの連絡事項の反映、そして数値等の時点修正、文言の整理等を行ったものでございます。

最後に、福島県地域防災計画修正素案に対する県民意見公募、いわゆるパブリックコメントの結果について御報告させていただきます。資料は1-4をご覧ください。

県民意見公募においては、令和8年2月9日から令和8年3月6日まで実施したところございまして、1通1件の意見がございました。その意見への対応につきましては、資料1-4別紙のとおりでございます。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **議長：細川危機管理部長**

ただいま説明ありました事項につきまして、皆様から、御意見、御質問等をお受けしたいと思っております。

会場御参加の方は挙手にてお願いいたします。また、Zoomで御参加頂いて皆様におかれましてはZoomのリアクションボタンで挙手をお願いできればと思います。

まず、会場で御参加の皆様から、何かございますでしょうか。

(質問・意見なし)

それでは、Zoomで御参加の委員の皆様から何かございますでしょうか。

(質問・意見なし)

それでは、今説明のありました審議事項のA 福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）の見直しにつきましては、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定することさせていただきます。

#### **審議事項 イ 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて**

#### **議長：細川危機管理部長**

続きまして、審議事項のイ 福島県地域防災計画（事故対策対策編）の見直しについて、事務局から説明してください。

#### **事務局：危機管理課 佐藤課長**

福島県危機管理長の佐藤と申します。審議事項イ 福島県地域防災計画（事故対策編）の見直しについて御説明いたします。

資料2-1「福島県地域防災計画（事故対策編）修正の概要」を御覧ください。今回の見直しは、1に記載しておりますとおり、国の防災基本計画の修正事項を県地域防災計画に反映させるため、所要の修正を行うものであります。

主な修正点といたしましては、岩手県大船渡市林野火災を踏まえた対策として①林野火災に対する警戒の強化、②火災対応能力の向上に必要な資機材の充実化、③効果的な消火活動のための連携体制の構築などを新たに追加しております。

次に「2 地域防災計画（一般災害対策編）の改定に伴う修正」については、県地域防災計画（一般災害対策編）との表記を統一するため、所要の修正を行うものであります。

次に「3 その他」につきましては、県の災害対策の適正化の観点から必要な体制等の修正を計画に反映するものや、文言等の整理を行うものとなります。

資料2-2「福島県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表」を御覧ください。

1 ページ目から32 ページ目までの修正内容については、国の防災基本計画の語句の修正に伴う修正や、県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一を図る修正などが主な内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

33 ページをご覧ください。第8章林野火災対策計画について御説明いたします。今回の国の防災基本計画の主な修正の1つとして、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市林野火災を踏まえた見直しが行われましたので、その内容を県の地域防災計画事故対策編の林野火災対策計画に反映させるため、所要の修正を行っております。

まず、中段「第2 林野火災に強い地域づくり」の3につきましては、市町村が行う措置として、火入れの許可申請の徹底や、たき火等の把握、火入れなどを行う者の火災予防上必要な措置の徹底などの対応を明記し、さらに、4では、乾燥、強風等の気象状況に応じた火災に関する警戒情報等を発表するなど、住民等への適切な注意喚起などを行うことを明記しております。

次に、34 ページ中央の「4 消防力の強化」（1）アをご覧ください。悪条件下での情報伝達体制の強化など、火災対応能力の向上について、実施内容を追加いたしました。35 ページ上段エをご覧ください。水利が限られる山間地での消火活動を実施するため、資機材の充実強化などについて明記しました。

次にオから（4）イにかけては、様々な防災関係機関における火災防除における資機材の充実や、悪条件下を想定した体制の強化等を明記しております。36 ページをご覧ください。6の防災訓練では、様々な状況を想定した実践的な訓練の実施、第5の3では、林野火災の発生危険度に係る情報の発信に努めることを明記しました。

37 ページの上段「2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置」（1）、の「また」以降ですが、無人航空機等を活用し、的確に状況を把握していくことを明記しております。

38 ページ「4 相互応援協力」下段（2）をご覧ください。消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、県が調整を行い、連携強化に努めることを明記しました。

39 ページ（5）につきましては、消防機関において、延焼拡大や火災の長期化に対応するため、他機関に対する情報共有や早期の応援の要請などを明記しました。また、下段「2 消火活動」（1）につきましては、火災防御の最優先事項として、人命を第一とし、住家等への延焼防止を行うことを明記しております。

40ページ(3)につきましては、活動終期の残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うことを明記しております。

事故対策編の修正については以上でございます。

**議長：細川危機管理部長**

ただいま説明ありました事項につきまして、皆様から、御意見、御質問等があればお願いいたします。

**委員：NPO法人しらかわ市民活動支援会**

NPO法人しらかわ市民活動支援会の樋口と申します。ただいまの御説明の中の38ページの(2)に明記してあります、ヘリコプターや消防防火航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火とありますが、現在福島県では、ヘリコプター等を何台ぐらい所有されているのでしょうか。先日白河市でも林野火災があり、早い時間ヘリコプターが飛んできて、消火にあたっていたというのを目の当たりにしましたが、もし各地で(林野火災が)起きたときにどのような体制が組めるかというのがちょっと不安になりましたので、(県がヘリコプターを)どれぐらい所有しているのかを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議長：細川危機管理部長**

事務局からお願いします。

**事務局：危機管理課 佐藤課長**

福島県危機管理課長の佐藤です。福島県としてはヘリコプターを1台所有しております。また、福島県所有のヘリコプターが点検等で使用できない場合は、隣県との応援協定に基づきまして、他県からの応援を要請して消火にあたってまいります。

**議長：細川危機管理部長**

よろしいでしょうか。

(追加質問、意見なし)

**議長：細川危機管理部長**

そのほか、ございますでしょうか。

(質問・意見無し)

Zoomで御参加の皆様はいかがでしょうか。

(質問・意見なし)

それでは、今説明のありました審議事項の「福島県地域防災計画(事故対策編)」の見直しにつきましては、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定することといたします。

## **審議事項 ウ 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて**

### **議長：細川危機管理部長**

次に、審議事項のウ 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて、事務局から説明してください。

### **事務局：原子力防災課 柏倉課長**

原子力防災課長の柏倉です。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項のウ 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて、資料3-1と3-2に基づき、御説明いたします。なお、本計画の見直しに係るパブリックコメントを実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

資料3-1、修正の概要をご覧ください。今年度における本計画の見直しに関しては、防災基本計画、原子力災害対策指針の修正内容の反映並びに本県の組織改編に係る修正等を行うためのものがございます。

まず、大きな修正の1点目としまして、防災基本計画の修正内容の反映となります。

資料3-2、新旧対照表の24ページをご覧ください。今回の防災基本計画の修正において、避難所で備蓄することとされている物品に係る記載が、より明確にされたので、本計画の該当箇所を修正しております。

次に、新旧対照表の38ページをご覧ください。今年度の災害対策基本法の改正において、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度が創設されました。それに伴い、防災基本計画において、自治体が災害対応にあたる際、当該団体と連携することが定められましたので、本計画にも反映しております。

次に、新旧対照表の52ページ及び53ページをご覧ください。

防災基本計画において、指定避難所の環境整備及び運営に関する記載が修正されましたので、本計画の該当箇所を修正しております。

次に、53ページの下部をご覧ください。海上保安庁が所有する船舶の呼称が修正されましたので、本計画にも反映しております。

次に、大きな修正の2点目としましては、原子力規制庁が作成する原子力災害対策指針の改正内容の反映となります。

今回の原子力災害対策指針の改正では、放射性物質や放射線から身を守るための防護措置の一つである「屋内退避」の位置付けや運用方法が明確にされました。

新旧対照表の5ページをご覧ください。まずは、屋内退避の位置付けに係る修正となります。これまで、原子力災害対策指針において、屋内退避は避難を行うまでの一時的

な措置であるように読める記載となっておりますが、原子力施設から比較的距離のある地域においては、事故の進展に応じて講じる第一の防護措置が屋内退避であることが読める記載に改められました。それに伴い、本計画を修正しております。

なお、3ページと4ページでは、指針の改正に伴う軽微な文言の修正を行っております。

次に、屋内退避の運用に係る修正となります。新旧対照表の50ページをご覧ください。これまで、原子力災害対策指針において、屋内退避を実施するタイミングや対象範囲について定められていましたが、屋内退避実施後の運用について詳細な記載はありませんでした。今回の指針の改正において、屋内退避実施後の運用が明確になり、屋内退避が指示されている期間であっても、生活の維持に最低限必要な住民の外出や住民の生活を支える民間事業者の活動は実施できることとされましたので、本計画に反映しております。

次に、新旧対照表の51ページをご覧ください。今回の指針の改正において、屋内退避を継続できるかどうか判断するタイミングと屋内退避の解除要件が定められました。いずれも判断を行うのは国となりますが、国の判断には自治体や事業者との連携が必要となることを考慮し、本計画に反映しております。

次に、新旧対照表の56ページをご覧ください。緊急事態の発生基準を整理している表において、現在では使用されていない地震情報の名称が残っていましたが、今回の改正において削除されました。本計画の参考資料として、本表を引用していますので、該当箇所を修正しております。

次に、大きな修正の3点目としましては、県危機管理部の組織改編に係る修正となります。令和7年4月に実施された県の組織改編により、危機管理部に原子力防災課及び原子力安全対策課で構成する原子力安全総室を新設するとともに、原子力安全担当次長を新設いたしました。これに伴い、業務の担当部署を記載していた箇所を修正するとともに、災害発生時に設置される災害対策本部事務局及び原子力災害現地対策本部の構成を修正しております。業務の担当部署に係る記載の修正は、該当箇所が多数にのぼるため、説明は省略させていただきます。

災害発生時に設置される組織に係る修正について、まずは、新旧対照表の47ページをご覧ください。原子力災害発生時には、南相馬市及び檜葉町にあります原子力災害対策センター、オフサイトセンターのことでありますが、原子力災害現地対策本部が設置されます。原子力災害現地対策本部の副本部長として、これまでは危機管理部政策監を充てておりましたが、新たに危機管理部次長を充てることとしております。

新旧対照表の40ページをご覧ください。これに伴い、危機管理部政策監は、県庁に設置される災害対策本部の事務局次長に充てることとしております。

また、組織改編に伴い、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務

局運営要綱」が修正され、災害発生時の原子力安全総室の役割が新設されるとともに、災害対策本部事務局原子力班の人員体制の変更等が行われましたので、本計画に反映しております。

この他、文言の軽微な修正等を行っておりますが、詳細な説明は省略いたします。今年度の修正に関する説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**議長：細川危機管理部長**

ただいま説明ありました事項につきまして、皆様から、御意見、御質問等があればお願いいたします。

**委員：一般社団法人福島県医師会**

福島県医師会の藁谷と申します。50ページの屋内退避について質問ですが、生活維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や、生活を支える民間事業者の活動は実施できるものとすると思います。東日本大震災の際もあったと思いますが、事業者が（屋内退避を実施する地域に）入らないという判断をすれば、流通が滞ってしまいます。その辺について、例えば協定に基づき事業者が（屋内退避を実施する地域に）入ってくるとか、ある程度の備蓄があるから、屋内退避ができるということでしょうか。もしくは、事業者の自由を担保し、事業者が（屋内退避を実施する地域に）入るか入らないということ判断するのでしょうか。

**議長：細川危機管理部長**

事務局からお願いします。

**事務局：原子力防災課 柏倉課長**

（協定での定めがないことから）事業者が（屋内退避を実施する地域に）入るか入らないかは、強制はできないと思います。備蓄品について県や国が、足りない分に関して、供給していくということになると思います。

**委員：一般社団法人福島県医師会**

どうもありがとうございます。今の御解答ですと、ここに書いてあるのは、屋内退避が可能であれば、するような書き方をしていると思いますが、この民間事業者は（屋内退避を実施する地域に）入ってこない可能性があると思いますので、その場合にどうするかということも考えていただければと思います。以上です。

**事務局：原子力防災課 柏倉課長**

屋内退避に関しましては、3日間を限度として判断することとしておりまして、それ

以降についての屋内退避の継続の可否は、物資の供給状況等に応じて国が判断することとなります。また、屋内退避場所の大気の流れによって、被ばくの低減効果がなされない場合等、屋内退避の継続が困難となれば、国が避難への切替を検討し指示することとなります。

(追加質問・意見無し)

**議長：細川危機管理部長**

そのほか、何かございますでしょうか。

(質問・意見無し)

Z o o mで御参加の皆様は何かございますでしょうか。

(質問・意見無し)

それでは、審議事項のウ 福島県地域防災計画（原子力災害対策編の見直し）については原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定することといたします。

以上で議事の（１）審議事項については終了いたします。

**審議事項 エ 福島県水防計画の見直しについて**

**議長：細川危機管理部長**

続きまして審議事項のエ 福島県水防計画の見直しについて、事務局から説明してください。

**事務局：河川整備課 小川課長**

それでは審議事項のエ、福島県水防計画の見直しについて、説明させていただきます。

資料４－１ 修正案の概要をご覧ください。福島県水防計画修正案の主な概要を示してございます。今回の修正案の主な内容としましては、相馬市を流れる二級河川宇多川の基準水位の見直しとなります。

平成２５年６月の災害対策基本法の改正を踏まえ、基準水位の設定に係る規定が改定となったことから、順次、県管理河川の基準水位の見直しを進めてきたところですが、宇多川につきましては、令和元年東日本台風による被害を踏まえ、改良復旧事業等が完了後、改修した河川の水位計算に基づきまして、基準水位を検討することとしておりました。

このたび、令和６年度に復旧工事が完了したことから、市町村との協議が整ったことにより、見直し後の基準水位による運用を開始いたしましたので、その内容を本計画へ

反映したものです。

主要な内容は以上となります。

次に、資料4-2をご覧ください。福島県水防計画修正案の新旧対照表を示してございます。資料4-1における内容のほか、伝達先の変更など軽微な時点修正等を行っておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

**議長：細川危機管理部長**

今の説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

Z o o mでご参加の皆様いかがでしょうか。

(質問・意見なし)

それでは、今説明のありました審議事項のエ 福島県水防計画の見直しにつきましては、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定することといたします。

以上で議事の審議事項については終了とさせていただきます。

**報告事項 ア 福島県地域防災計画（令和7年度）の修正状況について**

**議長：細川危機管理部長**

次に報告事項に移ります。(2) 報告事項ア 福島県地域防災計画（令和7年度）の修正状況について事務局から説明してください。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

災害対策課長の佐久間から、報告事項の ア 福島県地域防災計画（一般災害対策編）（令和7年度）修正の概要 についてご説明いたします。資料5を御覧ください。

令和7年5月に国土交通省が「道の駅ひらた」を防災道の駅に追加選定したことに伴い、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第2章第8節 別表3「広域的な防災活動の拠点となる道の駅」一覧へ「道の駅猪苗代」に続き、「道の駅ひらた」を追記したものでございます。

なお、本修正は、福島県地域防災計画の骨格や本質的な内容に大きな影響を与えるものではなく、体制強化となる記述内容の追加修正であったことから、福島県防災会議運営規定第4条「専決処分」等2号「軽易な事項で速やかに措置を要するとき」に基づき、福島県防災会議に諮ることなく、会長決裁によって改正したので、御報告させていただきます。以上でございます。

**議長：細川危機管理部長**

ただいま説明事項につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

Z o o mで御参加いただいている皆様もいかがでしょうか。

(質問・意見なし)

それでは、御質問、御意見等が無いようですので次に進めさせていただきます。

**報告事項 イ 市町村地域防災計画の修正状況について**

**議長：細川危機管理部長**

次に報告事項イ 市町村地域防災計画の修正状況について、事務局から説明をお願いします。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

引き続き災害対策課長から説明させていただきます。

イ 市町村地域防災計画の修正 についてご説明いたします。資料6を御覧ください。

市町村防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条の規定により、市町村の防災会議から県知事へ報告し、県知事は県防災会議の意見を聴くこととされております。これらの修正につきましては、福島県防災会議運営規程第4条第1項第3号の規定に基づき、会長の専決事項としましたので、同条第2項の規定により、防災会議における報告事項とさせていただいたところでございます。

令和7年3月に開催した前回の福島県防災会議におきましては、令和7年1月31日までに市町村地域防災計画の修正について専決を行った状況を報告したところでございます。それ以降、令和8年1月31日までに専決を行った修正は、須賀川市、福島市等のべ8市町村でございます。

各市町村とも、国の防災基本計画や県地域防災計画の修正の反映の他、各市町村の防災対策の推進における必要事項について修正を行ったところでございます。

以上でございます。

**議長：細川危機管理部長**

今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

Z o o mで御参加いただいている皆様もよろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

それでは、御質問、御意見等が無いようですので次に進めさせていただきます。

## 報告事項 ウ 福島県国土強靱化地域計画の策定について

### 議長：細川危機管理部長

次に、報告事項ウ 福島県国土強靱化地域計画の策定について事務局から御報告をお願いいたします。

### 事務局：危機管理課 佐藤課長

危機管理課長の佐藤でございます。資料7を御覧ください。

新たな福島県国土強靱化地域計画について御説明させていただきます。

福島県国土強靱化地域計画は頻発化、激甚化する自然災害に備えるため、強さとしなやかさを備えた県土づくりを総合的にかつ計画的に推進するための計画です。

本県におきましては、現行の国土強靱化地域計画が今年度末で終期を迎えることから、国の施策との調和を図りながら切れ目なく国土強靱化を進めるため、今回新たな計画を策定いたしました。

計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間としております。

基本目標といたしまして、人命の保護、地域社会等の重要な機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧復興の4つを掲げ、これらを達成するために必要な7つの事前に備えるべき目標を設定しております。

これらの目標を達成するために、5つの施策の展開方向を踏まえながら、強靱化の推進方針として、合わせて325の施策を盛り込んでおります。

社会情勢の変化等に対応する本計画の不断の見直しを図りながら、引き続き災害に強い県づくりに取り組んでまいります。

説明は以上です。

### 議長：細川危機管理部長

今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

Zoomで御参加いただいている皆様もよろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

よろしければ、次に進めさせていただきます。

## 報告事項 エ 福島県水防計画（令和7年度）修正状況について

### 議長：細川危機管理部長

次に報告事項のエ 福島県水防計画（令和7年度）修正状況について、説明をお願いします。

**事務局：河川整備課 小川課長**

それでは報告事項のエ、福島県水防計画（令和7年度）の修正状況につきまして、福島県河川整備課長の小川より説明させていただきます。資料8-1修正の概要をご覧ください。令和7年度の主な修正概要を示してございます。

まず1点目としまして、河川における重要水防区域の箇所数の変更でございます。変更前が370箇所でありましたが、これを1箇所減りまして369箇所としております。こちらにつきましては、河川改修の完了に伴い、区域の見直しを行ったことにより重要水防区域から1箇所除外したものであります。

2点目ですが、水防警報河川および水位周知河川に係る河川数の変更でございます。

新たに、南相馬市を流れる二級河川太田川を水防警報河川および水位周知河川として指定し、それぞれ1河川を追加としたものであります。これは、市町村との協議が整ったことにより、新たに指定を行ったものであります。主要内容は以上となります。

次に、資料8-2をご覧ください。福島県水防計画の令和7年度修正内容に係る新旧対照表を示してございます。資料8-1における内容のほか、軽微な時点修正等を行っておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。

**議長：細川危機管理部長**

今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

（質問・意見なし）

無いようですので、次に進めさせていただきます。

**閉会**

**議長：細川危機管理部長**

本日予定しておりました審議事項、報告事項は以上となります。

その他、会議全体を通じまして、御発言があれば、この場でお受けをしたいと思います。

まず会場の皆さん、何かございますでしょうか。

（質問・意見無し）

Zoomで御参加の委員の皆様何かございますでしょうか。

（質問・意見なし）

それでは無いようでございますので、以上をもちまして本日の議事を終了とさせていただきます。円滑な議事進行に御協力をいただきまして本当にありがとうございます。本日御審議をいただきました点を踏まえまして、県としましても、各関係機関と連携を密にしながら、しっかりと災害対応に取り組んでまいりたいと思っております。

おりますので、皆様の御協力、御支援をお願い申し上げまして、私の議長職を終了とさせていただきます、進行を事務局に戻したいと思います。よろしくお願いいたします。

**事務局：災害対策課 渡邊主幹兼副課長**

委員の皆様におかれましては、長時間に渡り御審議をいただき、感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(14:20 終了)